

役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

社会福祉法人 鳴寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳴寿会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日に複数の会議に出席した場合であっても日額分とする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第5条 役員等の報酬額に対して、各年度の総額が以下の額を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	14万円
理事	30万円
監事	15万円
評議員選任・解任委員	3万円

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給日及び支給方法は、支給事由の発生した日に現金で支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月26日より施行する。（平成29年6月26日制定）

別 表 役員等の報酬及び実費弁償費

(1) 評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬（日額）	5,000円	1,000円

(2) 理事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	1,000円

(3) 監事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	1,000円
監事監査等監事業務報酬（日額）	5,000円	1,000円

(4) 評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員選任・解任委員 会議出席報酬（日額）	5,000円	1,000円